



農商工等連携事業

関東経済産業局
流通・サービス産業課 地域ブランド展開支援室
令和7年7月



事業概要

農商工等連携事業 一概要一



(1) 事業概要

中小企業の経営の向上及び農林漁業経営の改善を図るため、中小企業者と農林漁業者が有機的に連携し、お互いの経営資源を持ち寄り、新商品・新サービスの開発、生産及び需要の開拓を目指す計画を法律に基づき認定。認定企業に対し総合的に支援を実施する事業。

「有機的連携」・経営資源とは

- **「有機的な連携」**とは、両者いずれもが主体的に事業に参画し、当該連携事業に係る費用、利益及び損失を分担、分配する形で当事業を遂行していくための事業体制が担保されていることを指す。
- **「経営資源」**とは、設備、技術、個人の有する知識及び技能その他ビジネスノウハウ、知的財産権等を含む事業活動に活用される資源一般を指す。

(2) 申請対象者

農商工等連携促進法第二条に該当する「中小企業者」と「農林業業者」の連携事業

(3) 計画期間

5年以内

農商工等連携事業全体像



農林漁業者



中小企業者



有機的連携



＜各種支援施策の活用＞
法認定を受けられた事業者の方は、計画遂行にあたり以下の支援策を活用することができます。
○信用保証の特例 等

中小企業者と農林漁業者が
共同で事業計画作成

経済産業局等
による認定

試作品開発/
展示会出展等

設備投資/
生産・販売

新事業
開拓

＜窓口支援（中小企業基盤整備機構の専門家によるアドバイス）＞
中小機構の専門家、職員が新事業の成功をサポートします。
認定を目指される事業者の方は、まずは中小機構関東本部にご相談ください。
中小機構 関東本部 企業支援課 TEL 03-5470-1637

農商工等連携事業 認定のポイント



以下のポイントを考慮したうえで、計画の策定をお願いします。

1. 「中小企業者」と「農林漁業者」の有機的連携

(中小企業者と農林漁業者のそれぞれが、相手方は保有していないが自らは保有する経営資源を互いに持ち寄り、連携事業期間を通じて、両者いずれもが主体的な参画をし、当該連携事業に係る費用、利益及び損失を分担、分配する形で当該事業を遂行していくための事業体制が担保されていること。)

2. お互いの経営資源を有効活用

(経営資源とは、設備、技術、個人の有する知識及び技能その他ビジネスノウハウ、知的財産権等を含む事業活動に活用される資源一般を指す。各主体が持ち寄るそれぞれの強みである経営資源を具体的に示し、中小企業者の経営の向上及び農林漁業者の農林漁業経営の改善がこれらを活用した双方の工夫を凝らした取組により可能となるものであること。)

3. 新商品の開発、生産若しくは需要の開拓又は新役務の開発、提供若しくは需要の開拓を行うものであること

(成果物となる商品や役務については、当該事業を実施しようとする中小企業者及び農林漁業者にとって、これまでに開発、生産したことのない新たな商品又は役務であること。)

4. 中小企業者と農林漁業者の経営改善の実現

(中業企業者については、①付加価値額②総売上高が基本方針に定められている水準で増加すること。農林漁業者については、①付加価値額②計画に係る農林水産物の売上高が基本方針に定められている水準で増加すること。)



認定後の支援内容

農商工等連携事業 認定後の支援内容



農山漁村振興交付金(地域資源活用価値創出整備事業(産業支援型))

○概要

農林漁業者等が多様な事業者とネットワークを構築し、制度資金等の雄志又は出資を活用した、農林水産物等の多様な地域資源を活用し付加価値を創出する取組に必要となる農林水産物加工・販売施設等の整備に対して支援する。

■対象者 農林漁業者団体、中小企業者等

※(農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画等の整備等が必要)

■交付率 交付対象経費の3/10以内、1/2以内

※いずれの場合についても国費上限額は原則1億円

■事業期間：1年間

■交付ルート：国→都道府県→事業実施主体

※詳細・お問い合わせはこちらから(農林水産省HP)

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/inobe/index.html>